

令和8年度斎藤茂吉魅力発信・普及啓発事業
業務委託仕様書

1 業務名

斎藤茂吉魅力発信・普及啓発事業

2 業務の目的

2028 年度前期の連続テレビ小説（NHK）として、本県出身の歌人・医師である斎藤茂吉とその妻・輝子を描く作品「ほんのモキチ」の制作が決定した。

斎藤茂吉は、本県を代表する偉人の一人であり、数多くの優れた短歌を残すとともに、医師としても活躍するなど、その功績や作品の魅力は本県の貴重な文化資産となっている。

本業務は、ドラマ制作決定を契機に、斎藤茂吉に関する情報を収集・発信し、郷土の偉人である文化人茂吉を県民に定着させることで、郷土愛の醸成と文化芸術の振興を図るとともに、茂吉を核とした観光誘客の拡大につなげるものである。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

受注者は、本事業の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 斎藤茂吉ゆかりの地等の情報収集・整理

朝ドラ「ほんのモキチ」のロケ候補地の提案や今後の情報発信、文化・芸術振興及び観光誘客等への活用を目的として、県内に所在する斎藤茂吉ゆかりの文化・観光資源について、必要な情報を収集・整理し、ロケ地提案に活用する朝ドラ制作関係者向け冊子等を制作するとともに、今後の情報発信等に活用できる基礎資料を作成する。

① 情報収集・整理

朝ドラのロケ地提案や今後の観光誘客に向けたプロモーションに活用できるよう、以下の情報について、画像と解説により体系的に整理する。

- ・ 県内に所在する斎藤茂吉の歌碑等
- ・ 斎藤茂吉が生まれ育った場所、居住・滞在した場所等
- ・ 斎藤茂吉が歌に詠んだ場所、風景等
- ・ その他、ロケ地提案や観光プロモーションに活用可能と考えられる斎藤茂吉ゆかりの文化資源・観光資源

なお、写真等の収集に当たっては、今後の県及び関係市町村、関係団体等による情報発信や二次利用を想定し、利用条件等についても可能な限り確認すること。また、取材・撮影を希望しない場合や、撮影等に

より支障が生じるおそれがある場合も考えられることから、疑義がある場合には発注者に相談の上、十分配慮して情報収集を行うこと。

② 情報発信で活用できる素材の作成等

①で収集・整理した情報を基に、ロケ地提案に活用する朝ドラ制作関係者向け冊子 50 部及び冊子の電子データ（PDF 形式）を制作する。また、県ホームページ、SNS、観光情報媒体、イベント等における情報発信に活用できる素材を作成するとともに、その発信方法や活用方法について提案する。

③ 成果品

- ・ 朝ドラ制作関係者向け冊子 50 部
- ・ 上記冊子の電子データ（PDF 形式）
- ・ 県ホームページ、SNS、観光情報媒体、イベント等における情報発信に活用できる素材一式

(2) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく文化観光推進計画（以下、文化観光推進計画という。）策定に向けた基礎調査

斎藤茂吉を核とした観光振興施策を推進するため、文化観光推進計画策定を見据え、以下の調査・分析を行う。

① 観光客等の現状・動向調査

斎藤茂吉記念館を訪れる観光客等について、属性、訪問のきっかけ、情報収集方法、県内での周遊・観光行動、滞在日数、消費動向、茂吉及び関連文化資源への認知・関心、ニーズ等を調査・分析する。

② 文化資源・観光資源の現状整理及び評価

斎藤茂吉記念館を核として、茂吉ゆかりの文化資源・観光資源の現状、課題及び活用可能性を整理・評価するとともに、周遊ルートの造成や地域の観光資源との連携可能性を検討する。

③ 文化観光推進計画の構成等の検討

既認定の文化観光推進計画等を調査・分析し、斎藤茂吉を核とした計画の基本的な考え方、構成案、文化資源の保存・活用、観光振興との連携、文化観光拠点の機能強化、関係市町村・団体との連携、今後実施すべき事業等を検討する。

④ 今後の施策展開の方向性及び事業提案

調査・分析結果を踏まえ、斎藤茂吉を核とした文化観光の施策展開の方向性及び具体的な事業を提案する。併せて、文化観光推進計画の策定や文化庁補助制度の活用を見据え、斎藤茂吉記念館の受入態勢について、ハード・ソフト両面から必要な機能・取組等を整理する。

⑤ 成果品

- ・ 調査・分析結果及び現状・課題
- ・ 文化資源・観光資源の評価
- ・ 他地域の事例

- ・ 文化観光推進計画の構成案
- ・ 今後の施策展開の方向性及び具体的な事業提案
- ・ その他必要な資料

(3) 児童・生徒向けデジタル副読本の制作

小学校高学年から中学生を主な対象として、斎藤茂吉の作品や功績、生涯等を分かりやすく漫画形式で紹介するデジタル副読本（データ形式）を制作する。

スマートフォン、タブレット及びパソコンでの閲覧に対応するとともに、学校の電子黒板、大型モニター等に投影した場合でも、文字や画像が鮮明に表示される画質・解像度とすること。

① 掲載内容

以下を基本とし、児童・生徒が斎藤茂吉に興味・関心を持ち、郷土の偉人として身近に感じられる内容とする。

- ・ 斎藤茂吉の生涯
- ・ 少年期から歌人・医師として活躍するまで
- ・ 代表的な短歌及び作品
- ・ 斎藤茂吉の人物像や魅力
- ・ 現代にもつながる斎藤茂吉の功績
- ・ その他、児童・生徒の理解促進に必要な内容

② 制作上の留意事項

- ・ 小・中学生が理解しやすい文章・構成とすること。
- ・ 写真、イラスト、地図等を効果的に活用すること。
- ・ スマートフォン、タブレット等で閲覧しやすい構成とすること。
- ・ 学校教育における活用を想定し、教師が授業等で利用しやすい内容とすること。
- ・ 著作権その他必要な権利関係を適切に処理すること。

③ 成果品

Web 上で閲覧可能なデジタル副読本及びその掲載に必要なデータ一式

5 業務完了報告書の提出

受注者は、本業務の完了後、次に掲げる成果品を発注者に提出すること。

(1) 業務完了報告書

- ・ 業務の実施概要
- ・ 業務の実施内容及び実施方法
- ・ 情報収集・整理の実施状況
- ・ ロケーション候補地等の整理・提案内容
- ・ 情報発信への活用に関する取組内容
- ・ 情報のデータ化の実施状況
- ・ 成果品の一覧
- ・ 業務の成果及び今後の活用可能性

- ・ その他、県が必要と認める事項

(2) 提出方法

成果品及び業務完了報告書は、紙媒体及び電子データで提出すること。電子データについては、文書、一覧表、地図情報、写真等を、可能な限り編集・加工・再利用が可能な形式で整理し、県が指定する方法により提出すること。

なお、提出部数、電子データの形式及び提出方法等については、県と受託者が協議の上、決定する。

6 工程管理

受注者は、本業務を円滑に実施するため、全体工程を適切に管理すること。

工程管理に当たって、次の事項を行うこと。

- ・ 業務計画書及び全体スケジュールの作成
- ・ 発注者との月1～2回程度の定期的な打合せの実施
- ・ 仕様書の範囲内における発注者からの指示事項への適切な対応
- ・ 各業務の進捗状況の管理
- ・ 打合せ記録その他関係資料の整理

7 その他

ア 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。

イ 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。

ウ 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。

エ 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ・ 受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整すること。
- ・ 再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。

オ 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- カ 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- キ 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- ク この委託業務の成果品に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）を行使しないものとする。
- ケ 受注者は、本業務の履行に関し、その責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- コ 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。